



たかはし健康ポイントカード

楽しく健康づくりをしましょう！ “健康ポイント制度”今年も始まります！

各種健診の受診や健康づくり活動等に参加することで心身ともに健康度アップにつながることを目的としたポイント制度を実施します。集まったポイントで、幼稚園や保育園の子どもたちに絵本を贈ることができます。

■問い合わせ 健康づくり課健康増進係 ☎(21)0267

- ◆**対象者** 20歳以上の人
 - ◆**実施期間** 平成27年1月31日(土)まで
 - ◆**実施方法**
 - ①成人検診ガイドブックと一緒に配布している「健康ポイントカード」に各自で受診した検診や健康づくり行動達成に対応するポイントを貼ります。
 - ②ポイントが100ポイントに達した人は、健康ポイントカードを健康づくり課または各地域局、各地域市民センターへ提出します。
 - ③100ポイントを500円に換算して絵本を購入し、市内の幼稚園や保育園に贈呈します。
 - ◆**ポイント獲得となる事業**
 - ・特定健康診査、胃がん検診（ABC診断）や各種がん検診を受診した場合、各10ポイント（※市の実施以外の検診を受診した場合は、検診結果の写しを提出すればポイントを加算することができます。）
 - ・健康づくり行動目標（6月～11月のうち60日間）を達成できた場合、各10～20ポイント
- ※詳しい内容については、ホームページをご覧ください。



岡山県医療費受給資格証の更新手続きのお知らせ

岡山県の医療制度のうち、心身障害者医療費・ひとり親家庭医療費受給資格証をお持ちの人は、有効期限が6月末のため更新手続きが必要です。

現在、資格証をお持ちの人には、6月初旬に更新申請書を送付しますので、保険課健康保険係（心身障害者）、子ども課子ども支援係（ひとり親家庭）、各地域局、各地域市民センターで手続きを行ってください。新しい受給資格証は、6月下旬に郵送します。

なお、新規の申請・相談については随時行っていますのでお問い合わせください。

■問い合わせ 心身障害者医療費…保険課健康保険係 ☎(21)0258
ひとり親家庭医療費…子ども課子ども支援係 ☎(21)0288

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月から消費税率が8パーセントへ改定されたことに対して、社会への影響を緩和するための措置として、国から「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

対象となる人には、7月下旬に市から申請書類を郵送し、8月から受け付けを開始する予定です。

■問い合わせ 臨時給付金対策室（福祉課生活福祉係内） ☎(21)0266

- ◆**対象者** 平成26年1月1日に市内に住所を有している人で、平成26年度分の市民税（均等割）が課税されない人
※ただし、市民税（均等割）が課税されている人に扶養されている人、生活保護を受けている人は対象外。
※扶養とは、税法上の控除対象者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族（16歳未満の年少者を含む）、青色申告専従者および白色事業専従者のことです。
- ◆**支給額** 対象者（1人）につき、1万円
※ただし、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給者、児童扶養手当・特別障害者手当などの受給者は、1万5千円

■問い合わせ 臨時給付金対策室（子ども課子ども支援係内） ☎(21)0288

- ◆**対象者** 平成26年1月1日現在で、児童手当・特例給付の受給者のうち次に該当しない人。①臨時福祉給付金の対象者である人 ②生活保護世帯の人 ③平成25年の所得が児童手当の所得制限額を上回る人
- ◆**支給額** 対象児童（1人）につき、1万円



国民健康保険加入者の皆さん 特定健康診査を受けましょう

特定健診の受診で日ごろの生活習慣を見直したり、病気の早期発見や重症化を予防することができます。年に1回は「特定健康診査」の受診を心掛けましょう。

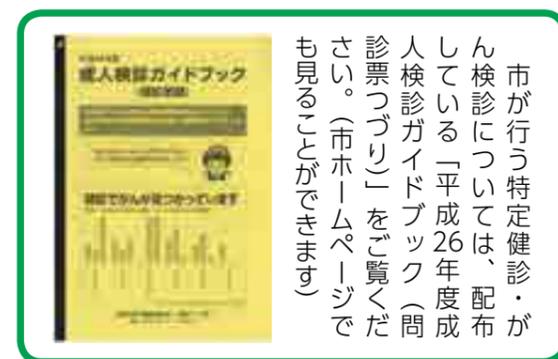
■問い合わせ 健康づくり課健康増進係 ☎(21)0267
保険課健康保険係 ☎(21)0258

- ◆**対象者** 4月1日現在、40歳以上の人で、受診日において74歳以下の国民健康保険被保険者
- ◆**受診券の送付** 5月下旬ごろ郵送します。特定健康診査の当日まで大切に保管してください。
- ◆**実施期間** 6月2日(月)～12月31日(水)
- ◆**受診場所** 集団健診、医療機関で受診することができます。
- ◆**健診の目的** 生活習慣病のもととなるメタボリックシンドロームやその予備軍となる人を早期に発見し、早い段階から生活習慣の改善に取り組んでもらうことを目的としています。
- ◆**健診の内容**
 - ▽**基本の検査項目** 身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査（脂質、血糖、肝機能）
 - ▽**詳細な検査項目** 心電図、貧血検査、眼底検査（医療機関で受診の場合、検査は医師の判断によります）
- ◆**結果通知** 後日、健診の判定・結果をお知らせします。
- ◆**特定保健指導** 健診の結果、指導が必要な

特定健康診査

人には、医師や保健師、管理栄養士など専門職による生活習慣改善のための助言や支援が行われます。

◆**その他** 健診には、国民健康保険被保険者証と受診券が必要です。※節目年齢の人は特定健康診査を無料で受診できます。※特定健康診査を受診する人は、短期人間ドックとの重複受診はできません。※後期高齢者医療被保険者の人は、別途健康診査を受診することができます。詳しくは、健康づくり課へお問い合わせください。



市が行う特定健診・がん検診については、配布している「平成26年度成人検診ガイドブック（問診票つづり）」をご覧ください。（市ホームページでも見ることができます）

病気は早期発見が大切です 短期人間ドックを実施します

国民健康保険被保険者を対象として、平成26年度短期人間ドックを実施します。受診を希望する人は、次のとおり申し込んでください。この機会に受診し、健康チェックをしてみましょう。

■問い合わせ 保険課健康保険係 ☎(21)0258



- ◆**対象者** 4月1日現在、35歳以上の人で、受診日に74歳以下の国民健康保険被保険者（後期高齢者医療被保険者は除く）
- ◆**募集人員** 600人（先着順で定員になり次第、締め切ります）
- ◆**医療機関** 大杉病院、高梁中央病院、成羽病院、まつうらクリニック
- ◆**実施期間** 6月2日(月)～12月31日(水)まで（休診日は除く）
- ◆**個人負担金** 一般検診7000円、追加検査（希望者）はお問い合わせください。
- ◆**申込先** 保険課、各地域局地域振興課、各地域市民センター（印鑑・保険証が必要です）
- ◆**申込期限** 5月22日(木)～6月27日(金)
- ◆**その他** 申込者には、後日詳細について通知します。※短期人間ドックは、特定健康診査（40歳～74歳対象）の項目を満たしているため、特定健康診査との重複受診はできません。

短期人間ドック